

議案第106号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

住民票の写し、戸籍の謄本、市税に関する証明等に係る事務手数料の額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

別表第3 1の項から4の項までを次のように改める。

1	市税に関する証明 (1) 多機能端末機 (2) 窓口 (3) 郵送	1件につき 1件につき 1件につき	200 300 400	
2	法人の所在証明 (1) 窓口 (2) 郵送	1件につき 1件につき	300 400	
3	固定資産に関する証明 (1) 窓口 (2) 郵送	1件につき 1件につき	300 400	
4	固定資産に関する閲覧 (1) 窓口 (2) 郵送	1件につき 1件につき	300 400	

別表第3 6の項を次のように改める。

6	戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は戸籍証明書の交付 (1) 多機能端末機 (2) 窓口又は郵送	1件につき 1件につき	350 450	
---	--	----------------	------------	--

別表第3 13の項及び14の項を次のように改める。

13	戸籍に関するその他の諸証明 (1) 窓口 (2) 郵送	1件につき 1件につき	300 400	
14	身分証明書の交付 (1) 窓口	1件につき	300	

(2) 郵送	1 件につき	400
--------	--------	-----

別表第3 16の項を次のように改める。

16	住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は除かれた住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付			
	(1) 多機能端末機	1 件につき	200	
	(2) 窓口	1 件につき	300	
	(3) 郵送	1 件につき	400	

別表第3 17の項及び18の3の項中「200」を「300」に改め、

同表18の4の項を次のように改める。

18	印鑑登録証明書の交付			
	(1) 多機能端末機	1 件につき	200	
	(2) 窓口	1 件につき	300	

別表第3 20の項から22の項までを次のように改める。

20	住民票記載事項証明			
	(1) 窓口	1 件につき	300	
	(2) 郵送	1 件につき	400	

21	住所に関する証明			
	(1) 窓口	1 件につき	300	
	(2) 郵送	1 件につき	400	

22	不在住・不在籍証明			
	(1) 窓口	1 件につき	300	
	(2) 郵送	1 件につき	400	

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。